

新潟市立大通小学校 いじめ防止基本方針

1. いじめの防止等に向けての基本姿勢

(1) 基本理念

いじめは、どの児童生徒にも起こりうる、深刻な人権侵害であることを認識し、児童が互いに認め合い、支え合い、高め合う人間関係を築くことができるよう、保護者、地域と信頼関係を構築し、学校の全ての教育活動を通じていじめの防止等に取り組む。

(2) いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」より）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童などが行う心理的または物理的な影響を与える行為（インター・ネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(3) 学校の責務

- ① 学校は、互いに認め合う関係づくりに取り組み、いじめの起きにくい学校風土をつくる。そのために社会的スキル指導に取り組んだり、分かる・できる授業をしたりして、児童の自主的自治的学習活動を計画的継続的に展開する。
- ② 学校は、いじめの未然防止・早期発見のため、児童に対し、いじめ状況調査やアセスメント調査を行い、全教職員で児童の様子を見取り、情報を収集、整理、共有し、組織的な対応に迅速につなぐ。複数の教職員が、同じ基準でいじめの状況を判断・把握することによりチームで対策を講ずるものとする。
- ③ 学校は、在籍する児童及びその保護者並びに教職員がいじめに係る相談を行うことができるよう、関係機関との連携の下、相談体制を整備する。
- ④ 学校は、いじめを認知したら、特定の教職員で抱え込むことなく、速やかに組織で対応する。そのため、いじめを認知した教職員から、学年主任や生活指導主任を経て管理職に確実に報告が上がる校内体制を整える。「校内いじめ対応ミーティング」を開催し、多方面から情報を収集、整理し、解決に向けた手順と方針を決定し、チームで対応する。
- ⑤ 学校は、児童理解のための研修を継続的に推進するとともに、いじめの防止等のための対策に関する各種研修を実施し、いじめ防止等に関する教職員の資質の向上を図る。

- ⑥ 学校は、情報モラル教育を推進し、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインター・ネットや SNS などを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インター・ネットや SNS などを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、啓発活動を行う。

(4) 保護者の責務

- ① 保護者は、子どもがいじめを行うことがないように、心の通った養育を行い、規範意識を養う。
- ② 保護者は、子どもがいじめを受けた場合には、児童を保護する。また保護者は、いじめの防止等のための措置に協力する。

2. いじめ防止等のための具体的な取組

(1) いじめの防止

①異学年交流活動

学級・学年内に限らず、異学年による活動の場においても互いに認め合い、支え合って取り組むことができる児童を育てる活動である。大空なかよし班を1～6年生で構成し、大空なかよし活動・清掃・6年生を送る会などの場面で実施し、認め合い、支え合う人間関係づくりを進めていく。

②いじめ見逃しゼロ活動

児童会活動として、5・6年生が中心となって「いじめはしない、させない、許さない」という思いを広めるためのいじめ見逃しゼロ週間を設けて、呼びかけを行う。いじめをされた人の気持ちを考えたり、どうすればいじめがなくなるか考えたりして、児童の意識を高めていく。

③わかる・できる授業づくり

自分の考えを表現し、友達と課題を解決する児童を育てるために、日々の授業の中で対話の場の設定を工夫する。ペアやグループでの話合い、討議、討論などで、互いの考えのよさを認め合う体験を積み重ねることにより、児童の自己肯定感を高めるとともに人間関係を深めていく。

(2) いじめの早期発見

①いじめアンケート

年に3回、低・中・高学年の発達段階に合わせたアンケート用紙で、いじめの有無や友達とのかかわりをアンケートで調査する。

②教育相談週間

学級担任と児童で、個別に面談を行う。その際、学級担任は、児童が抱える悩みなどを話しやすい環境を整え、親身になって話を聞くことに留意する。

(3) いじめへの対処

①いじめの認知

- ・いじめを認知したら、直ちに複数の教職員によって「校内いじめ対応ミーティング」を行い、いじめの情報を共有し、解決に向けた手順と方針を決め組織的に対応する。また、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得る。
- ・いじめが犯罪行為と認めるとき、また学校に在籍する児童等の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し連携に対処する。

②いじめを受けた児童へ

- ・ていねいな聴き取りを行い、事実関係を明確にする。また、児童の気持ちに寄り添いながら、対応と一緒に考えるとともに、「絶対に守る」という姿勢を示しながら心のケアに努める。
- ・必要があると認めるときは、教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるようにする。

③いじめを行った児童へ

- ・いじめを行った児童に対しては、その行為が決して許されない行為であることを十分認識させ、決して繰り返さないように指導する。その際、いじめを受けた児童の立場に身を置き、相手の心の痛みを推測させることを通して、自己の行為の重大さを実感させ、深い反省の上に立って再発防止を自ら誓う事ができるようにする。
- ・当該児童への指導においては、本人の心の弱さを受け止め、心情に寄り添いながら指導する。学校生活への前向きな姿勢を引き出していく。
- ・いじめを行った児童に対し懲戒、出席停止制度を適切に運用する。

④保護者へ

- ・いじめを受けた児童の保護者に対しては、我が子の心身に対する不安やいじめを受けた事に対する怒りなどの心情を察しながら、対応や支援を行う。
- ・学校の管理下で重大事態が発生した場合は、いじめを起こしてしまったことについて誠実にお詫びをし、対処に向けて最善を尽くすことを伝える。

- ・いじめを行った児童の保護者に対しては、いじめに係わる事実を丁寧に伝え、その行為の重大さを当該児童と共に認識してもらうとともに、解決に向けた道筋を示し、協力を求める。
- ・いじめの加害児童、被害児童の保護者間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有する。

(4) 自殺につながる可能性がある場合の対応

- ・自傷行為や自殺のおそれがある事案については、予め教育委員会に報告し、対応を協議する。
- ・児童が自殺をほのめかすなど、自殺につながる可能性がある場合、「TALKの原則」(Tell:心配していることを伝える、Ask:自殺願望について尋ねる、Listen:気持ちを傾聴する、Keep safe:安全の確保)に基づき、「絆の回復」「薬物療法」「心理療法」の3つの柱で、チーム対応による長期のケアを行う。
- ・いじめが解決した後もきめ細かく経過観察を行い、関係する児童への対応を丁寧に行うなどして、いじめの再発防止に努める。

3. いじめ防止等のための組織

(1) 校内いじめ対応ミーティング

発生したいじめに対し、校内で迅速・適切に対処することを目的とする。

構成メンバーは、管理職、生活指導主任、いじめを受けた児童やいじめを行った児童の学級担任・学年主任、その他事案に関係する教職員が必要に応じて加わるようにする。

(2) 校内いじめ対策委員会

いじめの防止等の課題に対して、学校内外の人材がそれぞれの役割や専門性を発揮して、組織的・実効的に取り組むことを目的とする。

構成メンバーは、校長、教頭、生活指導主任、いじめを受けた児童やいじめを行った児童の学級担任・学年主任、その他事案に関係する教職員が必要に応じて加わるようにする。スクールカウンセラーや教育相談室の担当職員、人権擁護委員、精神科の医師など児童にかかわる人材を加える場合もある。

(3) 小中連携協議会「生活向上委員会」

年2回程度の開催とする。中学校区4校で、いじめ防止の取組について意見交換を行う。

4. 重大事態への対応

- ・ 重大事態又はそれに発展する恐れのある事態に対し、速やかに、適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。
- ・ 調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供する。
- ・ 学校は、重大事態に係る情報を迅速に収集、整理し、いじめの概要を把握するとともに、その概要を速やかに教育委員会に報告する。

平成29年9月1日改訂

平成31年4月1日改訂

令和2年4月1日改訂

令和3年4月1日改訂

令和6年4月1日改訂